

(新) 京都メカニズムクレジット取得事業交付金

(一般会計・石油特会)

4,200百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)において、国内対策に最大限努力してもなお目標達成に不足すると見込まれる差分(1.6% = 5年間で約1億トンCO₂)については、京都メカニズムを活用して対応することとしている。

議定書の約束達成に京都メカニズムを活用するためには、個々の企業ではなく、政府がクレジットを取得することが必要。また、温暖化対策事業は、プロジェクトの立ち上げからクレジットの発生までに3~5年の長期間を要するほか、事業の発掘や投資には専門的知識を要する。

このため、2006年度から外部機関を活用して効率的に政府がクレジットを取得する制度を立ち上げることとする。

2. 事業計画

クレジットは、以下のような手法を適切に組み合わせることにより調達される。

プロジェクト開始前にクレジット購入契約を締結する方式

事前のクレジット購入契約の対象とならなかったクレジットを市場を通じ調達する方式

グリーン投資スキーム(クレジット代金を環境対策に使うという条件で行う国際排出量取引)

こうした調達業務を適時適切に実施できるよう、毎年度予算において、政府外部の機関に対して、本交付金を交付する。

3. 施策の効果

京都議定書目標達成計画において京都メカニズム活用量として予定している基準年排出量比1.6%分(総計1億tCO₂)のクレジットが取得できる。

地球規模での温暖化対策の促進と途上国等の持続可能な開発への貢献

京都メカニズムクレジット調達制度の概要

- ・政府(環境省・経産省)が、クレジット調達に要する費用を、外部機関に交付金として交付。
- ・外部機関は、交付金の範囲内で費用効率的にクレジットを取得。具体的には、交付金の範囲内でプロジェクト開始前にプロジェクト実施者とクレジット購入契約を締結し、その後、毎年クレジットが発生・引き渡されるごとに代金を支払う(一部前払いあり)等の手法により、調達業務を実施。

